

非常電源

あなたの建物を火災からまもる

発電設備点検

負荷運転
内部観察等

約14分に1件の“火災”が発生し
1日に4人が“火災”で亡くなっています

停電時にも消防設備が正しく機能するように
非常電源(自家発電設備)の点検を行いましょう

非常電源(自家発電設備)の点検

消防設備の点検には、非常電源(自家発電設備)の機能を維持するための運転性能に関する点検項目が定められています。

機器点検 6カ月に1回、機器点検で性能を点検

総合点検 1年に1回、負荷運転等で性能を点検

負荷運転 負荷運転等を実施し運転性能を確認

予防保全 予防的保全策で負荷運転の周期延長

非常電源点検の
詳しい内容はこちらから

東京消防庁 発電設備点検 



東京消防庁

非常電源 (自家発電設備)

負荷運転

非常電源は、年2回の点検が必要です。

- ▶ 機器点検(6ヵ月に1回)
- ▶ 総合点検(1年に1回)

総合点検では、運転性能を確認するため『負荷運転』または『内部観察等』の実施が必要です。

負荷運転/内部観察等

予防的な保全策

総合点検(年1回)

年1回の総合点検で「負荷運転」または「内部観察等」を実施して運転性能を確認します。



負荷運転

非常運転時に必要な能力の負荷を加えて連続運転を行い、運転性能を確認

内部観察等

発電設備内部の異常堆積物の目視点検や潤滑油の成分分析などで運転性能を確認

予防的な保全策を講じることで、負荷運転等の実施を「6年に1回」に延長することができます。



確認

運転性能の維持に重要な付属装置を1年ごとに確認

交換

経年劣化しやすい部品等をメーカーが指定する推奨交換期間以内に交換

Q すべての非常電源(自家発電設備)の点検で負荷運転が必要なのか?

『消防設備の非常電源』として設置された自家発電設備が点検対象です。

消防法による消防設備点検において、非常電源(自家発電設備)の運転性能の点検として負荷運転(または内部観察等)が義務付けられています。

※ガスタービンを用いる非常電源(自家発電設備)は、負荷運転は不要です。

非常電源の種類	電源を供給する主な設備	点検の根拠法令	負荷運転等
消防設備の非常電源	スプリンクラー設備、屋内消火栓	電気事業法/消防法	必要
建築設備の非常電源	非常用エレベーター、非常用照明	電気事業法/建築基準法	不要
保安用の非常電源	医療設備、コンピューター、一般電源	電気事業法	不要

⚠ 不適切な情報にご注意ください!

非常電源(自家発電設備)の負荷運転に関して「不適切な情報」を発信して営業活動を行っている事業者が見受けられます。点検を依頼する際には、ご注意ください。

総務省消防庁の注意喚起リーフレットをご確認ください



東京消防庁
Tokyo Fire Department

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>



お問い合わせ先